令和７年２月８日

**八　潮　市**

**〈報道発表資料〉**

生活安全部　危機管理防災課
担当　課長　神原
電話　秘書広報課
048-996-2111（内線 423）

# 道路陥没事故の下水道破損に伴う新宿区からの支援について（新宿区内の公衆浴場の入浴料を無料）

県道松戸草加線中央一丁目交差点付近で発生した道路陥没に伴う下水道使用制限への支援として、新宿区内公衆浴場の入浴料が無料となりました。

## １　概　要

令和７年１月 28 日に発生した、県道松戸草加線中央一丁目交差点付近の道路陥没に伴う、下水道使用制限への支援として、新宿区内公衆浴場の入浴料が無料となりました。

## ２　日　時

令和７年２月 10 日（月曜日）から当面の間

## ３　場　所

新宿区内の公衆浴場（１６軒）

詳しくは、新宿区ホームページ「区内公衆浴場リスト」を参照ください。

## ４　対象区域

八潮市全域および次の市区町にお住いの方（さいたま市（緑区、岩槻区）、川口市、春日部市、草加市、越谷市、蓮田市、幸手市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町）

## ５　持ち物

住所が確認できる公的機関が発行した身分証明書（運転免許証等）を持参

## ６　備考

無料になるのは、入浴料のみ